

No. 14

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
犬山市	経済環境部 環境課	0568-44-0344	直通	0568-44-0367
住所	〒484-8501 犬山市犬山字東畑36		担当者氏名	安原 明里
URL	http://www.city.inuyama.aichi.jp	E-mail	020300@city.inuyama.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
6・7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
8～10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [2019年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
4	4	2					10

前年度実績基数 (2基)

(3) [補助対象地域]

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水計画区域のうち入鹿神尾地区を除く市内

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

みなし浄化槽又はくみ取槽を廃止し浄化槽を設置する者

※浄化槽とは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2の基準を満たし、かつ浄化槽設置整備事業における国庫補助金指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適応される場合にあつては、その定める基準及び別表第1に掲げる要件に適合するものをいう

※別表第1（第2条関係）消費電力基準

人槽（人）	消費電力（W） （通常型）	消費電力（W） （BOD10mg/l以下）	消費電力（W） （リン除去型）
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出をせず、又は同条第2項の期間を経過せずに浄化槽を設置する者
- ②住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③犬山市内に住所を有しない者（浄化槽の設置が完了し、居住が可能となった日から1か月を経過する日又は第5条の申請をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに市内に居住する者を除く）
- ④自らの居住を目的とする住宅以外に浄化槽を設置する者
- ⑤5～10人槽以外の浄化槽を設置する者
- ⑥建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を要する工事に伴い浄化槽を設置する者
- ⑦浄化槽の設置を第5条の申請の日の属する年度の3月10日までに完了できないと見込まれる者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽法第5条第2項の期間を経過したことを明らかにする同条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③既存便槽の写真及び位置図（写真にあつては、撮影年月日を明らかにするものとする）
- ④配置図及び排水経路図（設置する浄化槽に流入するし尿及び家庭雑排水の配管並びに升が明記されたものとする）
- ⑤浄化槽設置工事見積書の写し（工事費の内訳が明記されたものとする）
- ⑥浄化槽の設置工事を行う事業者との工事請負契約書の写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会で規定する有効な登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧一般社団法人全国浄化槽団体連合会の機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑨浄化槽設備士免状の写し及び昭和62年以前に資格を取得した浄化槽設備士にあつては小規模合併処理

- 浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑩一般財団法人日本建築センターが交付する型式適合認定書並びに仕様書及び図面の写し
 - ⑪住宅を借り受けている者は、賃貸人の承諾書
 - ⑫みなし浄化槽廃止誓約書又はし尿くみ取槽廃止誓約書
 - ⑬その他市長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月を経過する日又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②一般社団法人愛知県浄化槽協会との浄化槽法定検査契約書(第7条及び11条検査)の写し
- ③一般社団法人愛知県浄化槽協会に提出した浄化槽法定検査依頼書〔第7条及び11条(継続)〕(市町村用)(7条検査手数料が納入済みであること分かるものとする)
- ④工事施工に係る写真で、次の各号に掲げる事項が確認できるもの(撮影年月日が分かるものとする)
 - ア工事着工前の状況
 - イ浄化槽全体図
 - ウ浄化槽設備士が実地にて監督又は工事をしていること
 - エ基礎工事における栗石地業及びすてコンクリートの施工
 - オ据付工事における水平確認及び水じめ及び突き固め作業
 - カバルブの操作等、浄化槽の維持管理が容易に行えること
 - キ浄化槽の型式認定証
 - ク工事完了後の状況(工事着工前と同一地点から撮影したもの)
 - ケみなし浄化槽又はくみ取槽の廃止
 - コその他工事経過
- ⑤浄化槽設備士による施工状況確認書
- ⑥浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し又はし尿くみ取槽の廃止証明書
- ⑦浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

既設みなし浄化槽の有効利用(雨水貯蓄槽など)に上限5万円の補助を行っている(補助率1/2)

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください